

上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年11月

高岡市上下水道局

## 目次

1. 趣旨	1
2. 業務概要	1
3. 参加資格	1
4. 参加資格等に関する質問及び回答（第1回質問期間）	3
5. 参加表明書の提出及び参加資格の確認通知	3
6. 業務等に関する質問及び回答（第2回質問期間）	5
7. 企画提案書等の提出	5
8. プロポーザル選考委員会	5
9. 1次審査（デモンストレーション、質疑応答）	6
10. 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	6
11. 評価項目等	7
12. プロポーザル結果の公表	7
13. 提出書類等に瑕疵がある場合	8
14. 参加資格の喪失	8
15. 留意事項	8
16. 契約交渉（契約手続き含む）及び契約締結	9
17. 説明請求	10
18. 新システム稼働開始までのスケジュール（予定）	10
19. 問合せ及び書類等の提出先	11

### 別冊関連資料

契約書（案）

提案依頼書

仕様書

### 公告文書

令和6年11月25日付高岡市上下水道局公告第70号「公募型プロポーザルの実施について」

### 公表資料

富山県水道広域化推進プラン【令和5年3月】

高岡市上下水道ビジョン【平成29年度～令和8年度】見直し版

高岡の上下水道【令和5年度年報】

水道情報活用システム標準仕様書（標準仕様書：システム基本仕様書）等関係資料 一式

### 様式集

質問書（様式第1号）

質問回答書（様式第2号）

参加表明書（様式第3号）

会社概要調書（様式第4号）

構築実績調書（様式第5号）

参加資格確認通知書（様式第 6 号）

参加辞退届（様式第 7 号）

企画提案書（様式第 8 号）

業務工程回答書（様式第 9 号）

機能等要求回答書（様式第 10 号）

参考見積書（様式第 11 号）

イニシャル費用内訳書（様式第 12 号）

ランニング費用内訳書（様式第 13 号）

1次審査参加要請書（様式第 14 号）

2次審査参加要請書（様式第 15 号）

プロポーザル結果通知書（様式第 16 号）

プロポーザル結果公表書（様式第 17 号）

## 1. 趣旨

この実施要領は、高岡市上下水道局が委託する「上下水道料金システム（水道標準PF）構築業務委託（以下「本業務」という。）」に係る公示（令和6年11月25日付高岡市上下水道局公告第70号）に基づき、高岡市上下水道局にとって最も優れた事業者を優先候補者として選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に必要な事項等を定めるもの。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

上下水道料金システム（水道標準PF）構築業務委託

### (2) システム利用拠点

高岡市上下水道局本庁舎1階（富山県高岡市広小路7番50号）

上関浄水場（富山県高岡市京田188）

### (3) 業務履行期限

契約締結日（令和7年4月上旬）から令和8年9月30日（水）まで（約18か月）

### (4) システム稼働期限

令和8年10月1日（木）

### (5) 業務内容

水道標準プラットフォームでの上下水道料金システムの構築

### (6) 業務詳細

別冊「仕様書（案）」のとおり

### (7) 契約上限額（イニシャル費用）

177,100,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではない。

### (8) 参考見積提案上限額（ランニング費用）

116,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (9) 契約保証金

契約金額（税込み価格）の100分の10以上

### (10) イニシャル費用の支払い方法（予定）

前金払：なし

部分払：なし

### (11) 基本理念等

富山県水道広域化推進プラン【令和5年3月】

高岡市上下水道ビジョン【平成29年度～令和8年度】見直し版

高岡の上下水道【令和5年度年報】

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、下記の要件を満たす単独企業（法人）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、高岡市入札参加資格の認定を再度受けている者）。
- (3) 本プロポーザルに参加しようとする他の参加者との間に、次に規定する資本関係、人的関係又は組合関係等のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下に同じ。）と子会社（同法第 2 号第 3 号に規定する子会社をいう。以下に同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定（「イ」において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた場合を除く。）
  - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
  - ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
  - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - オ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合と当該組合の組合員の場合
  - カ その他、本プロポーザルの適正な実施が阻害されるおそれがある資本関係、人的関係又は組合関係等と認められる場合
- (4) 高岡市建設工事等指名停止基準及び高岡市上下水道局建設工事等指名停止基準の規定に基づく、指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 電子交換所（旧手形交換所によるものも含む）による取引停止処分を受けていた場合、取引停止処分を受けてから 2 年以上経過していること。
- (6) 国税及び地方税（法人税、法人市民税、法人都道府県民税、事業所税、固定資産税、消費税及び地方消費税）に滞納が無いこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者もしくはこれらの統制下にある者でないこと。
- (8) 高岡市入札参加資格登録者名簿に業者区分が「業務委託」にて、業種が「情報処理」で掲載されていること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明（書類提出）時まで、高岡市入札参加資格審査の申請を行うことにより、参加者となることができる。ただし、本プロポーザルの終了まで、有資格者とならなかった場合は、失格とする。

- (9) 行政区域内人口 16 万人以上（高岡市と同規模程度）の地方公共団体又は地方公営企業において、上下水道料金システム（検針機能だけといったように、パッケージソフトウェアのうち一部機能しか導入していないものは、対象としない）の構築をした実績（システム導入が完了し、現在稼働しているものに限る）があること。
- (10) ISO/IEC27001（情報セキュリティ）又はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (11) 「水道情報活用システム」に対応した「上下水道料金システム（水道標準PF）」の提供が可能であること。
- (12) 「上下水道料金システム（水道標準PF）」の提供だけでなく、その他有益な提案が可能であり、「水道事業の広域化」及び「水道事業の発展」に貢献できること。

#### 4. 参加資格等に関する質問及び回答（第 1 回質問期間）

本プロポーザルの参加資格、参加表明に関わる事項について、質問がある場合は、次のとおり質問すること。なお、質問内容は、参加資格等に関わることのみとし、その他の関係のない内容であると判断した場合は、回答しないことがある。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 質問資格  | 本プロポーザルの参加を検討している者  |
| (2) 提出書類  | 質問書（様式第 1 号）  |
| (3) 提出方法  | E-mail（持参、郵送、FAX 及び電話による質問は不可）  |
| (4) 受付開始日 | 令和 6 年 11 月 25 日（月）   |
| (5) 提出期限  | 令和 6 年 12 月 2 日（月）午後 5 時必着  |
| (6) 質問書式  | 質問回答書（様式第 2 号）  |
| (7) 回答方法  | 本市のホームページにて、公表回答する  |
| (8) 回答期限  | 令和 6 年 12 月 4 日（水）までの期間にて、随時回答する  |
| (9) 留意事項  | 質問内容 1 件毎に質問書を作成すること<br>E-mail の送付後、送達の確認のため、電話を必ずすること<br>E-mail の到着が完了しない（局のセキュリティの関係）等、不測の事態の際には、高岡市上下水道局の指示に従うこと<br>原則、電話及び口頭による個別の対応は行わない |

#### 5. 参加表明書の提出及び参加資格の確認通知

本プロポーザルに参加したい者は、次のとおり書類を提出すること。また、参加表明者のうち、参加資格のあった者には、「参加資格確認通知書（様式第 6 号）」と同時に「（別冊）提案依頼書」の一部の「資料 A」から「資料 Z」までを配布（E-mail）するものとする。よって、配布資料（「資料 A」から「資料 Z」）は、参加資格の確認がとれた者から、順次配布することになるので、早期に資料配布を求める者は、迅速な参加表明に努めること。

- (1) 提出書類
- ①参加表明書（様式第 3 号）
  - ②高岡市入札参加資格審査申請書受付票（受付印押印済）の写し

- ・書類提出時点で、「3. 参加資格(8)」で規定する登載がない者に限る。
- ③会社概要調書（様式第4号）
- ・会社パンフレット等
- ④ISO/IEC27001（情報セキュリティ）又はプライバシーマークの登録を確認できる書類（写し等）
- ・どちらも認証を受けている場合は、ともに提出すること。
- ⑤構築実績調書（様式第5号）
- ・「3. 参加資格(9)」で規定する内容が確認できる実績を全て記載すること。
  - ・各「水道標準PF」、「クラウドタイプ（非水道標準PF）」及び「オンプレミスタイプ（非水道標準PF）」区分別に作成すること（Excelシートごと）。
  - ・各区分毎に、規模が大きい実績から順に、記載すること
  - ・各区分によって、実績がない場合は、「実績なし」と記載し、提出すること。
  - ・行が足りない場合は、追加し、記載すること。
- ⑥構築実績（様式第5号）の内容を確認できるもの
- ・例として、契約書（写し）等を想定しているが、用意できない場合は、質問（第1回）により、事前に高岡市上下水道局の了承を得ること。
  - ・各区分、最大規模のもの添付すること（最大3団体分）。
  - ・各区分、最大規模以下の実績のものは不要とする。
- ⑦財務諸表
- ・直近2か年の各会計年度における決算関係書類
  - ・貸借対照表
  - ・損益計算書
  - ・キャッシュフロー計算書
- ※ただし、非上場企業等であり、法律上の作成義務がなく、作成を行っていない場合に限り、提出不要
- (2) 提出部数
- ①紙媒体各12部（うち正本1部、副本11部）
- ②電子データ（Microsoft社製Word、Excel又はPDF（原則、Word又はExcelを変換したものに限り、それによることができない場合は、その限りでない）のいずれかの形式のものをCD-R又はDVD-R1枚に格納すること）4枚
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出期限 令和6年12月10日（火）午後5時まで
- (5) 確認通知 令和6年12月12日（木）までにE-mailで通知及び発送（原本）する
- (6) 通知書類 参加資格確認通知書（様式第6号）
- (7) 配布資料 「(別冊)提案依頼書」の添付資料一式（「資料A」から「資料Z」）
- (8) 参加辞退 参加表明後に辞退する場合、参加辞退届（様式第7号）を提出すること
- (9) 辞退期限 令和7年1月15日（水）

## 6. 業務等に関する質問及び回答（第2回質問期間）

本業務の業務内容に関わる事項について、質問がある場合は、次のとおり質問すること。ただし、質問内容によっては、質問者を特定する内容、審査に影響を与えるおそれ（参加者が持つ特定の資格や技能）がある等の判断をした場合は、回答をしない若しくは回答できない場合があるため、留意すること。

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 提出書類  | 質問書（様式第1号）  |
| (2) 提出方法  | E-mail（持参、郵送、FAX及び電話による質問は不可）   |
| (3) 質問資格  | 参加資格確認通知書（様式第6号）により、参加資格を得た者  |
| (4) 受付開始日 | 令和6年12月12日（木）   |
| (5) 提出期限  | 令和6年12月20日（金）午後5時必着   |
| (6) 質問の回答 | 質問回答書（様式第2号）  |
| (7) 回答方法  | 本プロポーザルの参加資格の有資格者全員にE-mailで回答する   |
| (8) 回答期限  | 令和6年12月25日（水）までの期間にて、随時回答する   |
| (9) 留意事項  | 質問内容1件毎に質問書を作成すること<br>E-mailの送付後、送達の確認のため、電話を必ずすること<br>E-mailの到着が完了しない（局のセキュリティの関係）等、不測の事態の際には、高岡市上下水道局の指示に従うこと<br>原則、電話及び口頭による個別の対応は行わない |

## 7. 企画提案書等の提出

参加有資格者は次のとおり、企画提案に関する書類を提出すること。

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 提出書類 | ①企画提案書（様式第8号）<br>②業務工程回答書（様式第9号）<br>③機能等要求回答書（様式第10号）<br>④出力帳票サンプル一式（ソフトウェアパッケージ形式）<br>⑤参考見積書（様式第11号）<br>⑥イニシャル費用内訳書（様式第12号）<br>⑦ランニング費用内訳書（様式第13号） |
| (2) 提出部数 | 紙媒体各12部（うち正本1部、副本11部）<br>電子データ（Microsoft社製Word、Excel又はPDF（原則、Word又はExcelを変換したものに限り、それによることができない場合は、その限りでない）のいずれかの形式のものをCD-R又はDVD-R1枚に格納すること）4枚      |
| (3) 提出方法 | 持参  |
| (4) 提出期限 | 令和7年1月15日（水）午後5時まで  |
| (5) 作成要領 | 別冊「提案依頼書」のとおり   |

## 8. プロポーザル選考委員会

- |            |
|------------|
| (1) 委員会の設置 |
|------------|

高岡市上下水道局は、専門性、公平性及び透明性を確保した客観的な評価等を実施するため、有識者等の外部委員を加えた委員6名からなる「上下水道料金システム（水道標準PF）構築業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。なお、構成委員については、参加者からの委員への接触の可能性を排除し、公正なる審査を実施する観点から、優先候補者が選定された場合において、選定結果とともに公表する。

#### (2) 委員会の権限

委員会は、提出書類、1次審査、2次審査の内容等を総合的に審査し、本プロポーザルの優先候補者を選定する権限を有する。また、その他に必要な事項を決定する権限を有する。

#### (3) 審査方法

本審査では、参加者が提出した参加資格確認書類や企画提案書等の内容及び1次審査（デモンストレーション、質疑応答）、2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の内容を総合的に判断する。総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を行った者を優先候補者として選定する。また、次点の参加者を次点候補者とする。

### 9. 1次審査（デモンストレーション、質疑応答）

1次審査として、本プロポーザル参加者は、提出した参加資格確認書類や企画提案書等の内容を踏まえ、本業務に含まれるパッケージソフトウェア（上下水道料金システム）のデモンストレーションを実施する。

- (1) 通知方法 1次審査参加要請書（様式第14号）
- (2) 実施目的 要求水準及び提案内容の正誤性についての確認
- (3) 実施日時 参加者に別途通知する（令和7年1月中旬～2月上旬を予定）
- (4) 実施場所 参加者に別途通知する（高岡市上下水道局内を予定）
- (5) 出席人数 最大5人まで（電話やビデオ通話等による遠隔での参加は認めない）
- (6) 機材等 大型液晶ディスプレイ及びHDMIケーブルは、用意する
- (7) 審査方法 デモンストレーションにより、仕様書（機能要求等）で示す内容を再現  
質疑応答により、提案内容のエビデンス（証拠）等を確認
- (8) 追加質疑 1次審査実施後、委員会より、質疑応答（E-mail）を行う場合がある
- (9) 詳細事項 別冊「提案依頼書」のとおり

### 10. 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

2次審査として、本プロポーザル参加者（選抜審査通過者）は、提出した企画提案書等の内容のプレゼンテーションを実施する。また、プレゼンテーションを受け、委員会は、ヒアリングを本プロポーザル参加者に対して、実施する。

- (1) 通知方法 2次審査参加要請書（様式第15号）
- (2) 実施日時 参加者に別途通知する（令和7年2月中旬～3月上旬）
- (3) 実施場所 参加者に別途通知する（高岡市上下水道局内を予定）

- (4) 出席人数 最大5人まで（電話やビデオ通話等による遠隔での参加は認めない）
- (5) 機材等 大型液晶ディスプレイ及びHDMIケーブルは、局で用意する
- (6) 詳細事項 別冊「提案依頼書」のとおり

## 11. 評価項目等

参加者の評価項目等は、次のとおりとする。

- (1) 評価基準 委員会で定める（非公表）。
- (2) 失格基準 委員会で定める（非公表）。
- (3) 委員配点 役職問わず、委員1名につき、500点を配点する。
- (4) 採点方式 委員6名分を合計（/500点×6）し、総合点（/3,000点）を算出する。
- (5) 評価項目 別表のとおり
- (6) 詳細事項 別冊「提案依頼書」のとおり

評価項目			配点	
大項目	中項目			
1	一般事項 (50/500)	1	事業方針、事業展開等	15/500
		2	料金システム構築実績、その他有益な実績等	15/500
		3	財政状況、経営状況等	10/500
		4	プロジェクト実施方針、管理体制、人員配置等	10/500
2	システム機能事項 (150/500)	1	システム構成方針、セキュリティ等	30/500
		2	上下水道料金システム機能（仕様要求）	50/500
		3	上下水道料金システム機能（+α標準機能、サービス等）	20/500
		4	関連機器（ハードウェア等）、ネットワーク構成等	20/500
		5	システム運用、保守等業務、サポート体制等	30/500
3	特記提案事項 (150/500)	1	水道スマートメーターの活用方法等	30/500
		2	お客様ポータル機能等	30/500
		3	料金シミュレーション機能等	30/500
		4	広域化に有益な将来的な具体案、構想等	30/500
		5	上下水道事業又は市政事業に有益な将来的な具体案、構想等	30/500
4	価格事項 (150/500)	1	イニシャル費用	50/500
		2	ランニング費用	100/500
合 計			/500	
委員合計（委員×6人）			/3,000	

## 12. プロポーザル結果の公表

高岡市上下水道局は、委員会の本プロポーザル結果（優先候補者の選定等）を参加者に通知するとともに公表する。

- (1) 結果通知 プロポーザル結果通知書（様式第16号）により、通知する
- (2) 通知時期 令和7年3月中旬（予定）

- (3) 結果公表 プロポーザル結果公表書（様式第 17 号）
- (4) 公表方法 本市のホームページに掲載する
- (5) 公表事項 本プロポーザルの結果  
優先候補者名称・所在地・内訳を含む評価点  
次点候補者以下の内訳を含む評価点（次点候補者以下がいた場合）  
※次点候補者以下は、名称、所在地は公表しない  
委員会の構成委員

### 13. 提出書類等に瑕疵がある場合

本プロポーザルにおいて、参加者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を委員会で審査（必要に応じて当該参加者へのヒアリング等）し、当該参加者の取扱いについて決定する。また、その瑕疵が重大又は悪質であり、本プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうおそれがあると認められる場合は、すでに決定した事項を取り消すことができる。

### 14. 参加資格の喪失

参加資格確認の通知後、以下のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルへの参加資格を取り消す。

- (1) 「4. 参加資格」に掲げる条件を欠くことになった場合
- (2) 企画提案書等の内容が高岡市上下水道局の要求を満たさないと判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 企画提案書、参考見積書等の必要書類が提出期限までに提出されなかった場合
- (5) 契約上限額（イニシャル費用）を超える金額の参考見積書の提出が行われた場合
- (6) 提案上限額（ランニング費用）を超える金額の参考見積書の提出が行われた場合
- (7) 1次審査又は2次審査に出席しなかった場合
- (8) 談合等の不正行為が認められた場合
- (9) 関係職員の指示に従わない等、秩序を乱した場合
- (10) 審査の透明性、公正性を害する行為があった場合
- (11) 本プロポーザルの主旨に違反すると認められる場合
- (12) 前号各号に定めるもののほか著しく信義に反する行為があった場合

### 15. 留意事項

本プロポーザルの参加希望者は、次のことに留意して、参加しなければならない。

- (1) 本プロポーザルに係る事項は、日本国の法令及び富山県条例ならびに高岡市条例に準拠するものとする。
- (2) 本プロポーザルに用いる通貨は日本円、言語は日本語、時刻は日本標準時とする。
- (3) 本プロポーザルに用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- (4) 本プロポーザルに用いる期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）

- 及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出等に要する費用については、参加者の負担とする。
  - (6) 本プロポーザルに関し、高岡市上下水道局より、資料（書類）等の提出要求があった場合は、提出書類等に加え、追加で提出しなければならないものとする。
  - (7) 高岡市上下水道局より提示する資料等について、本プロポーザルに関する事項以外での使用は禁止する。
  - (8) 本プロポーザルの参加者が提出した企画提案書等の書類については、本プロポーザルの受託候補者の選定及び審査以外に提出者に無断で使用しないものとし、選定された企画提案書は、高岡市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人、法人に関する情報等非開示すべき箇所を除き、開示することがある。開示する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。
  - (9) 本プロポーザルの参加者が提出した企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとし、第三者には公表できないものとする。ただし、公表、展示その他高岡市上下水道局が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、参加者の承諾を得て、必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しないものとする。
  - (10) 本プロポーザルの参加者が提出した企画提案書等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、業務方法等を使用したことによって生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、参加者が負うものとする
  - (11) 本プロポーザルの参加者が提出した企画提案書等は、返却しない。
  - (12) 「14. 参加資格の喪失」に記載の事項等が判明した場合、「高岡市上下水道局建設工事等指名停止基準」に基づく措置、契約締結後にあたっては、「高岡市上下水道局契約に関する規程」に基づき契約解除を行う場合がある。また、特に関係職員等への接触など、疑わしき行動は厳に慎むこと。
  - (13) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やその他想定外の事象等による日本全国の情勢等により、本プロポーザルに関し、必要に応じて指示等する場合がある。
  - (14) この実施要領に定める事項以外に必要な事項が生じた場合には、本市のホームページを通じて案内するほか、各関係者（参加者等）に通知（案内）する。

## 16. 契約交渉（契約手続き含む）及び契約締結

本プロポーザルの優先候補者となる者は、契約締結について、次のことに留意すること。

- (1) 契約の締結に当たっては、高岡市上下水道局と優先候補者で業務内容について調整（提案に基づく仕様書の追加、変更等を含む）を行い、契約内容を協議し、本見積書及び内訳書の必要書類等を提出し、契約を締結するものとする。
- (2) 本業務の支払いに関しては、関連機器（ハードウェア等）の搬入等が、令和 7 年度中に実施された場合であっても、一連の完了（業務完了）をもって検収とすることから、令和 7 年度に支払い（前払い及び部分払い等）が無いこと前提に、契約を締結

するものとする。

(3) 優先候補者との契約交渉が不調（優先候補者が業務契約を締結しない、交渉が決裂等）となった場合は、高岡市上下水道局の判断で、次点候補者と契約交渉ができるものとする。

(3) 本業務は、令和6年度3月定例会において、「令和7年度高岡市水道事業会計予算」の議決を経た場合契約締結する。よって、本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて、実施の効力を失う場合があり得るものとする。

## 17. 説明請求

本プロポーザルに関する参加資格を得られなかった者、審査結果（1次審査、2次審査）に不服がある者は、書面により、高岡市上下水道局に対して、説明を求めることができる。

- (1) 提出書類 任意様式によるもの（A4判）
- (2) 提出期日 各種結果の通知日の翌営業日から起算して10営業日以内
- (3) 提出方法 持参または郵送（書留郵便）
- (4) 説明方法 書面により回答する
- (5) 説明期日 説明請求を受けた日の翌営業日から起算して7営業日以内

## 18. 新システム稼働開始までのスケジュール（予定）

内 容	期 間 等
実施要領の公表（公告）	令和6年11月25日（月）
第1回質問期間質問書受付開始日	令和6年11月25日（月）
第1回質問期間質問書提出（E-mail）期限	令和6年12月2日（月）午後5時
第1回質問期間質問回答（公表）期限	令和6年12月4日（水）
参加表明書等一式提出期限	令和6年12月10日（火）午後5時
参加資格確認通知書による通知（発送）期限	令和6年12月12日（木）
第2回質問期間質問書受付開始日	令和6年12月12日（木）
第2回質問期間質問書提出（E-mail）期限	令和6年12月20日（金）午後5時
第2回質問期間質問回答（E-mail）期限	令和6年12月25日（水）
企画提案書等一式提出期限	令和7年1月15日（水）午後5時
参加辞退届提出期限	令和7年1月15日（水）午後5時
1次審査（デモンストレーション、質疑応答）	令和7年1月中旬～2月上旬（予定）
2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和7年2月中旬～3月上旬（予定）
選定結果の通知及び公表	令和7年3月中旬（予定）
契約交渉期間（仕様書等の調整）	令和7年3月中旬～下旬（予定）
契約締結（予定）	令和7年4月上旬
業務期間（約18か月を想定）	契約締結日から令和8年9月30日（水）
新上下水道料金システム稼働期限	令和8年10月1日（木）

## 19. 問合せ及び書類等の提出先

高岡市上下水道局 総務課 総務係 森井  
〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号  
TEL (0766)-20-1626 (直通)  
E-mail [sui-soumu@city.takaoka.lg.jp](mailto:sui-soumu@city.takaoka.lg.jp)